



平成 27 年 9 月 29 日

「NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座」の取扱開始について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、平成 27 年度税制改正で創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する専用預金商品として、平成 27 年 10 月 1 日（木）より「NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座」の取扱いを開始しますので、お知らせします。

本商品は、直系尊属である祖父母さま等が、お孫さま等に対して結婚・子育て資金を一括で贈与する場合、お孫さま等一人あたり最大 1,000 万円まで非課税で贈与できる制度に対応した専用預金商品です。

あわせて、本口座を開設いただいたお客さまが、新たに貸金庫をご契約いただく場合、一定期間貸金庫手数料が無料となる特典もご用意しました。

当行は地域の皆さまに愛される銀行を目指し、今後も贈与・相続関連サービスの拡充を図るとともに、「お客さま目線」でのサービス向上に取り組んでまいります。

記

1. 取扱開始日

平成 27 年 10 月 1 日（木）

2. 取扱店舗

全店（ISB を除く）

3. 商品概要

項目	内容
商品名	「NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座」
ご預金の種類	普通預金（総合口座普通預金はご利用出来ません）
ご利用いただける方	20 歳以上 50 歳未満の個人のお客さまで以下に該当される方 ・祖父母さま等（直系尊属）から結婚・子育て資金として贈与を受けられた方 ・口座開設店のお近くにお住まいまたはお勤めの方
お預け入れ金額	100 万円以上、1,000 万円以内（1 円単位）
お預け入れ方法	口座開設店の窓口でお預け入れいただけます（ATM や振込みによるお預け入れはできません）
お預け入れの期限	平成 31 年 3 月 29 日
ご出金方法	窓口で随時ご出金いただけます
領収書等の提出	領収書等は結婚・子育て資金をお支払い後、領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年 1 月 4 日から 3 月 15 日までに口座開設店へご提出いただきます
非課税となる結婚・子育て資金の範囲と金額	① 結婚資金（最大 300 万円まで非課税） ⇒結婚に際して支払う金銭（例：挙式費用、家賃・敷金等新居費用等） ② 子育て資金（上記①と合算で最大 1,000 万円まで非課税） ⇒妊娠、出産及び育児に要する費用
手数料	無料

以上

本商品の詳しい内容はこちらでご確認ください。→ [NCB 結婚・子育て資金贈与専用口座](#)

本件に関するお問い合わせ先
営業企画部 松尾・高寄 TEL 092-476-2562